



平成 29 年 11 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社フォーカスシステムズ
 代 表 者 名 代表取締役社長 森 啓一
 (東証第一部・コード 4662)
 問 合 せ 先 取締役 後藤 亮
 電 話 03-5421-7777

第三者割当による行使価額修正条項付
 第 1 回及び第 2 回新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 11 月 28 日開催の取締役会において、第三者割当による行使価額修正条項付第 1 回及び第 2 回新株予約権（以下個別に又は総称して「本新株予約権」という。）の発行に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 募集の概要

(1)	割 当 日	平成 29 年 12 月 15 日
(2)	新 株 予 約 権 数	22,000 個 第 1 回新株予約権 12,000 個 第 2 回新株予約権 10,000 個
(3)	発 行 価 額	第 1 回新株予約権 1 個当たり 910 円 第 2 回新株予約権 1 個当たり 270 円 (本新株予約権の払込総額 13,620,000 円)
(4)	当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	潜在株式数：計 2,200,000 株（本新株予約権 1 個当たり 100 株） 第 1 回新株予約権 1,200,000 株 第 2 回新株予約権 1,000,000 株 下限行使価額（下記（6）を参照。）においても、潜在株式数は計 2,200,000 株であります。
(5)	資 金 調 達 の 額 (差引手取概算額)	2,409,220,000 円（注）
(6)	行 使 価 額 及 び 行 使 価 額 の 修 正 条 件	当初行使価額 第 1 回新株予約権 918 円 第 2 回新株予約権 1,300 円 上限行使価額はありません。 下限行使価額は、当初 551 円（それぞれの本新株予約権に係る各別紙発行要項第 13 項による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。） 第 1 回新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）に、修正日の直前取引日（同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいい、以下「算定基準日」という。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の 90%に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。）に修正され

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第 1 回及び第 2 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

		<p>ます。但し、かかる修正後行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。</p> <p>第2回新株予約権については、当社は平成29年12月18日以降、当社取締役会の決議により行使価額を修正することができます。行使価額の修正を決議した場合、当社は本新株予約権の新株予約権者に直ちに行使価額を修正する旨の通知（以下「行使価額修正通知」という。）をするものとし、行使価額修正通知が行われた日の翌営業日以降、第2回新株予約権の行使価額は、修正日に、修正後行使価額に修正されます。但し、かかる修正後行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。</p> <p>但し、以下に該当する場合には当社は行使価額修正通知を行うことができません。</p> <p>①金融商品取引法、関連諸法令及び諸規則並びに東京証券取引所の規則に基づきなされる法定開示・適時開示（以下「開示」という。）がなされた書類（有価証券報告書、四半期報告書、臨時報告書、これらの訂正報告書、プレスリリースを含むがこれらに限られない。）に記載されているものを除き、開示されている当社の直近の監査済財務諸表に係る事業年度の期末日以降、当社の財政状態、経営成績又はキャッシュ・フローの状況に重大な影響をもたらす事態が発生している場合</p> <p>②当社に係る業務等に関する重要事実等（金融商品取引法第166条第2項所定の重要事実及び同法第167条第2項所定の事実をいう。）で公表（金融商品取引法施行令第30条に基づきなされる公表措置をいう。）がなされていないものがある場合</p>
(7)	募集又は割当方法（割当予定先）	<p>第三者割当の方法により、大和証券株式会社（以下「割当予定先」という。）に全ての本新株予約権を割り当てます。</p>
(8)	譲渡制限及び行使数量制限の内容	<p>本新株予約権に関して、当社は、割当予定先との間で、本新株予約権に係る買取契約（以下「本新株予約権買取契約」という。）において、下記の内容について合意します。</p> <p>①新株予約権の行使制限措置</p> <p>当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込期日における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使（以下「制限超過行使」という。）を割当予定先に行わせないことを合意する予定です。</p> <p>また、割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使に当たっては、あらかじめ、当該行使が制限超過行使に該当しないかについて当社に確認することを合意します。割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとし、</p> <p>②新株予約権の譲渡制限</p>

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第1回及び第2回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

		割当予定先は、当社の取締役会の事前の承認がない限り、割当てを受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできません。割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で譲渡制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとします。但し、割当予定先は、当社の普通株式（本新株予約権の権利行使により取得したものを含む。）を第三者に譲渡することは妨げられません。
(9)	本新株予約権の行使期間	平成29年12月18日から平成31年12月17日（但し、それぞれの本新株予約権に係る各別紙発行要項第16項に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日）まで。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とします。
(10)	その他	当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後に、本新株予約権の行使等について規定した覚書（以下「覚書」という。）を締結する予定です。詳細については、別記「2. 募集の目的及び理由（2）本新株予約権の商品性」をご参照ください。

(注) 資金調達額は、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的

当社は、汎用アプリケーションソフトの開発からスタートし、現在の事業の3本柱の一つである「公共関連事業」については、官公庁、公共機関及び金融機関等向けシステムの受託開発を開始し、官公庁や大手民間企業との安定的な長期的取引関係により経営基盤の安定化を図ってまいりました。また、ITの高度利用が求められる時代背景をとらえ、「システム受託開発型企業」から「総合情報サービス企業」へと業容拡大し、2本目の柱である「民間関連事業」としてITサービス（システム運用・保守/インフラ技術支援業務）、また、3本目の柱である「セキュリティ機器関連事業」として情報セキュリティ機器の販売及び関連サービスのそれぞれの事業にも注力することで、着実に成長を続けております。このような中、東京証券取引所市場第二部への市場変更（平成27年5月）から1年を待たずに同市場第一部への指定替え（平成28年3月）となり、更なる成長を目指す段階に至っていると考えております。

現在では、直近で売上の34.7%を占める「公共関連事業」及び58.6%を占める「民間関連事業」においてシステムの「立案」から「企画・提案」「設計・製造」「運用・保守」まで、トータルソリューションの技術支援を行っておりますが、業界全体の課題でもある人材確保が厳しく、外注費が増加しており、人材確保による外注費の削減での収益改善が望まれます。また、「公共関連事業」及び「民間関連事業」と比較して利益率は高いものの、売上では6.7%を占めるに過ぎない「セキュリティ機器関連事業」のさらなる拡大は急務であり、更に、当社が事業環境の変化とITを巡る世の中の動きに対応し、企業としての成長と企業価値の増大を継続するためには、既存3事業に続く第4の柱となる事業を立ち上げることが必要であると考えます。以上を踏まえ、今回の資金調達は下記の目的をもって実施いたします。

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第1回及び第2回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

① 人材確保・育成への投資

当社の属する情報サービス業界におきましては、AI（※1）やIoT（※2）、フィンテック（※3）などの最先端技術の動きを背景に、情報システムに関する投資意欲は高水準で推移しており、人材不足という状況が続いております。また、短納期化や低コスト化の要求も依然として強い状況です。このような状況において、人材不足・コスト削減に対する方策の一つとしてオフショア開発（※4）にも取り組んでおりますが、国内における新規顧客の裾野を拡大させ、当社の今後の成長性を向上させ、かつ増加する外注費に歯止めをかけ収益性を向上させるためには、国内においても、付加価値の高い技術・サービスを迅速に提供するために必要な人材、それもお客様の要望（技術・品質・スピード）に応えられる人材の確保・育成と、かかる人材を効率的に配置できる体制を築いていくことは、重要な経営課題と捉えております。これは、既存3事業すべてと新規事業の立ち上げの両方にとり欠かせません。

② 既存3事業を活かした新製品・新サービスの開発

次に、事業環境の変化とITを巡る世の中の動きに対応し、企業としての成長と企業価値の増大を継続するためには、「公共関連事業」・「民間関連事業」の主力2事業において、受託開発及びITサービス（システム運用・保守／インフラ技術支援業務）の多種多様な案件に対応できる体制・経営基盤をより強固なものにするだけでなく、「セキュリティ機器関連事業」を拡大させるとともに、これら既存3事業に続く第4の柱となる事業を立ち上げることが必要であると考えております。

③ M&A及び資本・業務提携に必要な資金の調達

さらに、既存事業を強化するとともに新規事業の立ち上げに繋げるための手段として、M&Aや外部パートナーとの資本・業務提携の強化も急務であると認識しております。当社は、これまでM&Aや資本・業務提携の対象として検討出来なかった規模の対象企業・相手方企業の案件のM&Aや資本・業務提携を実施し、当社の持つ技術力、人材、マーケットと、出資先・業務提携先の持つ経営資源とのシナジー効果を生み出すことにより、製品・サービスの開発力を強化し、既存事業についてより幅広い事業展開を狙えるものと考えております。また、M&Aや資本・業務提携先との協業により、出資先・業務提携先の持つ技術力、人材、マーケットを活用することができるようになることは、既存3事業以外の収益モデルの多様化や新規ビジネス機会の創出のためにも必要不可欠だと考えております。

当社は、これら①人材の確保・育成への投資、②既存3事業を活かした新製品・新サービスの開発並びに③M&A及び資本・業務提携に必要な資金の調達という3つの目的を達成するため、割当予定先に対して本新株予約権の発行を行い、その調達資金を、これらの投資に充当する予定です。なお、具体的な資金使途及び支出予定時期につきましては、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」をご参照ください。

- ※1 AIとは、Artificial Intelligence（人工知能）の略。ディープラーニング（深層学習）と呼ばれる技術の発展により、多様な分野での導入が進んでいる。
- ※2 IoTとは、Internet of Things（モノのインターネット）の略。従来インターネットに接続されていたパソコンやサーバーなどの情報システム以外の様々なもの（家電など）が接続されることを意味する。IoTデバイスは、IoT技術によってインターネットに接続される“様々なもの”を指す。
- ※3 フィンテックとは、「finance（ファイナンス）」と「technology（テクノロジー）」を組み合わせた造語。現在は概ね「ICT（情報通信技術）を駆使した新しい金融商品・サービスの潮流」といった意味で使われている。
- ※4 オフショア開発とは、海外の開発会社等にアウトソースすることにより開発コストを削減する手法をいう。

（2）本新株予約権の商品性

今回の資金調達は、当社が割当予定先に行使期間を2年間とする第1回及び第2回新株予約権を割当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社が資金を調達する仕組みとなっております。第1回及び第2回新株予約権の概要は以下のとおりです。

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第1回及び第2回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(i) 第1回新株予約権

第1回新株予約権の行使価額は、当初918円ですが、修正日に、算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。）に修正されます。但し、かかる修正後行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。

(ii) 第2回新株予約権

第2回新株予約権の行使価額は、当社の過去の株価動向（平成29年の年初来高値は7月11日の1,350円）やボラティリティを考慮するとともに、将来の業績向上を期待し、当初1,300円といたしました。

但し、当社は平成29年12月18日以降、当社取締役会の決議により行使価額を修正することができます。行使価額の修正を決議した場合、当社は行使価額修正通知をするものとし、行使価額修正通知が行われた日の翌営業日以降、行使価額は、修正日に、算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。）に修正されます。但し、かかる修正後行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。なお、以下に該当する場合には当社は行使価額修正通知を行うことができません。

- ① 金融商品取引法、関連諸法令及び諸規則並びに東京証券取引所の規則に基づきなされる法定開示・適時開示（以下「開示」という。）がなされた書類（有価証券報告書、四半期報告書、臨時報告書、これらの訂正報告書、プレスリリースを含むがこれらに限られない。）に記載されているものを除き、開示されている当社の直近の監査済財務諸表に係る事業年度の期末日以降、当社の財政状態、経営成績又はキャッシュ・フローの状況に重大な影響をもたらす事態が発生している場合
- ② 当社に係る業務等に関する重要事実等（金融商品取引法第166条第2項所定の重要事実及び同法第167条第2項所定の事実をいう。）で公表（金融商品取引法施行令第30条に基づきなされる公表措置をいう。）がなされていないものがある場合

本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部の取得を可能とする条項が設けられています（詳細は、別紙発行要項第16項を参照）。

また、割当予定先は、当社の取締役会の事前の承認がない限り、本新株予約権買取契約に基づき割当てを受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできません。

割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で譲渡制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとします。

また、当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後に、本新株予約権買取契約を締結するとともに、下記概要の覚書を締結する予定です。

① 覚書に基づく行使禁止について

当社は、取締役会決議により、割当予定先に対し、何度でも、本新株予約権の行使を禁止する旨の通知（以下「行使禁止通知」という。）を行うことができます。

行使禁止通知において、当社は割当予定先に本新株予約権について権利行使を禁止する期間（以下「行使禁止期間」という。）を指定します。当社が行使禁止通知を行った場合には、割当予定先は、行使禁止期間において本新株予約権を行使することができません。

なお、いずれの行使禁止期間の開始日も、平成29年12月18日以降の日とし、いずれの行使禁止期間の終了日も、平成31年11月18日以前の日とします。また、当社が当社取締役会の決議により行使禁止通知を行った場合、当社は当該決議の日その旨開示するものとします。当社は、行使禁止通知を取締役会決議により撤回、取り消し又は変更することができます。

② 覚書に基づく取得請求について

平成30年12月18日（同日を含む。）以降のいずれかの取引日に、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が下限行使価額を下回った場合において、当該取引日以降の取引日、又は平成31年11月18日（同日を含む。）以降平成31年11月26日（同日を含み、かつ、同日必着とする。）までの期間内の取引日のいずれかにおいて、割当予定先は、当社に対し、本新株予約権の取得を請求する旨の通知（以下「取得請求通知」という。）を行うことができます。

割当予定先が取得請求通知を行った場合には、当社は、取得請求通知を受領した日から3週間以内に本新株予約権の発行要項に従い、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより残存する本新株予約権の全部を取得しなければなりません。

(3) 本新株予約権を選択した理由

当社は、上記「(1) 資金調達の主な目的」に記載した内容を実行するために、資本金調達手法のみならず、負債性調達手法を含めた様々な手法について検討を行いました。当社としては、当社の判断によって希薄化をコントロールしつつ資金調達が行えること、資金調達の蓋然性が確保された手法であるかを重視いたしました。

結果、上記「(2) 本新株予約権の商品性」に記載した本新株予約権並びに割当予定先と締結する予定の覚書及び本新株予約権買取契約の内容を考慮して、本スキームが当社にとって最良の資金調達方法であると判断いたしました。

【本新株予約権（第1回新株予約権及び第2回新株予約権）の共通する主な特徴】

① 希薄化への配慮

割当予定先と当社との間で締結する予定の覚書により、当社は行使禁止期間を定めることができます。これにより、当社による希薄化のコントロールが一定程度、可能となります。

② 最大希薄化が固定されていること

本新株予約権の目的である普通株式数は2,200,000株（第1回新株予約権及び第2回新株予約権の合計）で一定であり、最大増加株式数は固定されております。なお、2,200,000株は、発行決議日現在における発行済株式数対比13.50%となります。なお、本新株予約権の行使の結果交付されることとなる当社普通株式の全ては、当社の自己株式が充当される予定であり、自己株式が充当された場合、本新株予約権の行使により当社の発行済株式総数は増加しません。

③ 株価上昇によるメリットを享受できること

行使価額の上限が設定されていないため、株価上昇時には調達額が増大するメリットを享受できます。

④ 流動性の向上

割当予定先において、本新株予約権の権利行使により交付される株式が市場にて売却されることにより流動性の向上が期待できます。なお、本新株予約権の権利行使の結果交付されることとなる当社普通株式には、当社の自己株式が充当される予定であります。

⑤ 資金調達の柔軟性

本新株予約権の払込金額（発行価額）と同額の金銭を対価として、いつでも本新株予約権の全部を取得できます。これにより、将来、本新株予約権による資金調達の必要がなくなった場合や当社が別の資金調達方法が望ましいと判断した場合には、当社の裁量により切替を行うことができ、今後の資本政策の柔軟性が確保されております。なお、取得価額は発行価額と同額であり、キャンセル料その他の取得価額以外の割当予定先への支払いは一切発生いたしません。

⑥ 譲渡制限

割当予定先は、当社取締役会の事前の承認を得ることなく、本新株予約権買取契約に基づき当社以外の第三者に本新株予約権を譲渡することはできません。

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第1回及び第2回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

【本新株予約権（第2回新株予約権）特有の主な特徴】

- ① 株価上昇時における機動的な資金調達の実現
株価が上昇してから新株発行の準備を開始した場合、発行手続に一定の期間が必要となるため、その期間中の株価変動等により、資金調達機会を逸してしまう可能性があります。これに対し、株価上昇を見込んだ行使価額を設定した本新株予約権をあらかじめ発行しておくことで、株価上昇後に機動的に資金調達を行うことが可能となります。
- ② 行使価額の修正決議が可能
本新株予約権の行使価額は原則として固定されていますが、当社取締役会の決議により、行使価額を修正することができます。これによって行使価額を大幅に上回って株価が上昇した場合には資金調達額を増額できます。また、株価が行使価額を下回って推移している場合においても、資金ニーズが発生した場合に行使価額を修正することが可能です。
なお、行使価額を修正する決議を行った場合に、行使価額が当初行使価額を下回る価額に修正される可能性があります。下限行使価額は551円と定められており、当社が行使価額の修正を決定した後に株価が急落した場合であっても、行使価額の下修正には歯止めが掛かる仕組みとなっています。

本スキームには下記のデメリットが存在しますが、上記のとおり、当社にとって当該デメリットを上回る優位性が評価できるものと考えております。

【本スキームのデメリット】

- ① 本新株予約権の発行時点では本新株予約権の発行価額の総額だけの資金調達となり、その後の権利行使の進捗により、資金調達・資本増強の目的を実現することになります。割当予定先は権利行使を行う義務は負っておらず、市場環境等を考慮しながら権利行使を行うスキームとなっており、権利行使が完了するまでには一定の期間を要することが想定されます。また、株価が下限行使価額を下回って推移した場合、権利行使が行われないこととなります。
- ② 株価が下落した場合には、調達額が予定額を下回る可能性があります。
- ③ 割当予定先が権利行使請求により取得した株式を売却した場合には、株価下落の要因となりえます。
- ④ 第三者割当形態となるため、資金調達を行うために不特定多数の新規投資家を幅広く勧誘することはできません。

本新株予約権を選択するにあたり、下記のとおり、他の資金調達方法と比較検討を行った結果、本スキームが現時点において当社にとって最良の選択であると判断いたしました。

【他の資金調達方法との比較】

- ① 公募増資との比較
公募増資による新株式発行は、即時の資金調達が可能であるものの、希薄化についても即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。
- ② 第三者割当による新株式発行との比較
第三者割当による新株式発行は、即時の資金調達が可能であるものの、希薄化についても即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。また、割当先が相当程度の議決権を保有するため、当社の株主構成やコーポレートガバナンスに影響を及ぼす可能性があるものと考えております。
- ③ 第三者割当型転換社債型新株予約権付社債との比較
株価に連動して転換価額が修正される第三者割当型転換社債型新株予約権付社債は、一般的には転換により交付される株式数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられますが、本スキームでは、本新株予約権の目的である株

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第1回及び第2回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

式の総数が一定であるため、株価動向によらず、最大増加株式数は限定されております。

④ ライツ・オファリングとの比較

いわゆるライツ・オファリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オファリングと新株予約権の権利行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オファリングがあります。コミットメント型ライツ・オファリングは、国内における事例が少なく事前準備に相応の時間を要することや引受手数料等の発行コストの増大が予想されます。また、ノンコミットメント型ライツ・オファリングでは、既存投資家の参加率が不透明であることが、資金調達の蓋然性確保の観点から不相当であると判断いたしました。

⑤ 行使価額が固定された新株予約権との比較

行使価額が修正されない新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となります。

⑥ 借入・社債との比較

借入や社債による資金調達では、利払い負担や返済負担が生じるとともに、当社の財務健全性の低下が見込まれます。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
2,415,220,000	6,000,000	2,409,220,000

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額(第1回新株予約権及び第2回新株予約権の合計13,620,000円)に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額(第1回新株予約権及び第2回新株予約権の合計2,401,600,000円)を合算した金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。

	発行価額の総額 (円)	行使に際して出資される財産の価額の合計額 (円)
第1回新株予約権	10,920,000	1,101,600,000
第2回新株予約権	2,700,000	1,300,000,000

2. 行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少します。

3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、本新株予約権評価費用及びその他事務費用(有価証券届出書作成費用及び変更登記費用等)の合計です。

4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額2,409,220,000円について、具体的な使途及び支出予定時期は以下のとおりです。

具体的な使途	金額 (円)	支出予定時期
①人材確保 (採用)・人材育成に係る費用	200,000,000	平成29年12月～平成32年3月
②新規製品開発・新規ビジネス開拓に係る費用	300,000,000	平成29年12月～平成32年3月

ご注意: この文書は、当社の行使価額修正条項付第1回及び第2回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

③M&A及び資本・業務提携に係る費用のうち (i) 既存事業とのシナジーを生み出すための M&A及び資本・業務提携	909,220,000	平成29年12月～平成32年3月
③M&A及び資本・業務提携に係る費用のうち (ii) ニアショア拠点の確立のための資本・業 務提携	500,000,000	平成29年12月～平成32年3月
③M&A及び資本・業務提携に係る費用のうち (iii) 海外オフショア体制強化・海外市場開拓 のためのM&Aや資本・業務提携	400,000,000	平成29年12月～平成32年3月
③M&A及び資本・業務提携に係る費用のうちコ ンサル・案件紹介会社費用	100,000,000	平成29年12月～平成32年3月

上記「2. 募集の目的及び理由 (1) 資金調達の主な目的」に記載のとおり、当社は創業以来、各事業領域において、経営の安定基盤を固めてまいり、昨年には東京証券取引所市場第一部銘柄に指定されました。当社が事業環境の変化とITを巡る世の中の動きに対応し、企業としての成長と企業価値の増大を継続するためには、既存ビジネスの製品・サービスの開発力を強化しつつ、新たな事業の柱を構築するための攻めの姿勢での投資が必要であると考えております。そのため、当社は、①人材確保（採用）・人材育成、②新規製品開発・新規ビジネス開拓、③M&A及び資本・業務提携という3つの観点において、積極的な投資を推進することを計画しています。

① 人材確保（採用）・人材育成に係る費用

IT技術の高度化に対応しつつ、要求は厳しいものの旺盛な顧客の情報システムへの投資意欲に応えるために、既存の全事業セグメントの強化と新規事業の立ち上げのため、付加価値の高い技術・サービスを迅速に提供できる優秀な人材を確保することが必須であり急務であります。当社として、今後2年で新卒140名・中途60名の採用計画を立てておりますが、少子化及び企業の採用意欲の高まりに伴う求人倍率の上昇、並びにIT技術者の流動性の高さにより、年々採用コストが上昇しております。特に、最新の技術に対応できる即戦力人材は中途採用により賄う必要がありますが、即戦力人材の獲得を巡る競争は激しく、中途採用フェアへの出展・媒体露出や人材紹介会社を介した人材確保を効果的に行うためには、人材確保のための支出をさらに増やしていく必要があります。また、日進月歩で進化するIT業界においては、優秀な人材であっても技術の進歩に置いて行かれるリスクを孕んでおりますので、コストをかけて採用した人材をさらに教育し、高付加価値で競争力の高い一線級の人材であり続けさせるために、各種研修などによる必要な育成投資を行います。さらに、マネジメント研修の実施等により、人材を効率的に配置できる体制を構築します。当社はこのような人材確保（採用）・人材育成に係る費用として、200百万円を充てる予定です。

具体的な内訳としては、(i) 新卒・中途採用フェアへの出展・媒体露出等の費用として30百万円、(ii) 人材紹介会社成功報酬等の人材紹介会社に支払う費用として110百万円、(iii) 各種技術研修及び各種マネジメント研修の費用等の人材育成費用として60百万円を予定しています。

② 新規製品開発・新規ビジネス開拓に係る費用

当社が事業環境の変化とITを巡る世の中の動きに対応し、企業としての成長と企業価値の増大を継続するためには、既存ビジネスの製品・サービスの開発力を強化しつつ新たな事業の柱を構築するための投資が必要と考えております。

具体的には、Beacon（※5）をはじめとするIoTデバイス等の新規製品・商材の開発・開拓、情報セキュリティ事業の中核技術と位置付けているサイバーフォレンジック（※6）周辺の製品や技術の開発・開拓等、従来ビジネスのノウハウが転用可能な新規ビジネス分野へ参入するための製品開発及び技術開発投資を行う予定です。かかる製品開発及び技術開発のための費用のうち①の人材の採用及び教育費用並びに③M&A及び資本・業務提携に係る費用を除いた、ソフトウェア開発の人件費及びハードウェアの購入費用等として今回調達する資金より300百万円を充てる予定としております。

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第1回及び第2回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

③ M&A及び資本・業務提携に係る費用

当社の既存事業を強化するとともに、事業の4本目の柱とするに足る商材・技術・ビジネス領域を確保し、企業価値を高めるための手段として、M&A及び資本・業務提携を進めることは重要な事業活動と考えております。当社は、当社の持つ技術力、人材、マーケットと、出資先・業務提携先の持つ経営資源とのシナジー効果の創出や、ニアショア拠点(※7)の確立及び海外オフショア体制強化・海外市場開拓により、幅広い事業展開が可能になると考えております。現時点においては、以下の3つの視点で案件を検討し、今回調達する資金より約1,909百万円を充てる予定としております。

(i) 既存事業とのシナジーを生み出すためのM&A及び資本・業務提携

既存3事業周辺、及びIoT・AI・フィンテック等の分野を中心に、既存事業の拡大・強化に寄与する企業とのM&A及び資本・業務提携等を検討しております。当社の保有する技術力、人材、マーケットに、資本・業務提携の相手方のもつ当社に無い経営資源を組み合わせることで、既存事業の拡大・強化のみならず新規製品/新規ビジネスの開発にも繋がることを想定しております。当社としては、これまでもM&A及び資本・業務提携等の引き合いはありましたが、資金力の関係で断念せざるを得ない案件もありましたので、今回の資金調達により、積極的にM&Aや資本・業務提携を推進できるような体制を構築していきたいと考えております。このようなM&A、資本・業務提携に要する費用等として、約909百万円を見込んでおります。

(ii) ニアショア拠点の確立のための資本・業務提携

当社は、地方創生に寄与するためにお客様からの要望があることや、大都市と比べて人件費が低い優秀な人材を確保しやすいという利点があることから、ニアショア拠点の確立を検討しています。具体的には、札幌、仙台、新潟、北九州などにおける拠点の立ち上げを検討しており、そのための資本・業務提携等の費用として、500百万円を見込んでおります。

(iii) 海外オフショア体制強化・海外市場開拓のためのM&Aや資本・業務提携

当社は、現在資本提携しているベトナムの日系ソフトウェア開発会社(インディビジュアルシステムズ社)とのさらなる強固な関係を視野に入れた、ベトナムを中心とするアセアン地域の開拓のための投資も検討中であり、このような海外オフショア体制強化、アセアンなど海外市場開拓のためのM&Aや資本・業務提携のための費用として、400百万円を見込んでおります。

また、上記(i)～(iii)の他、コンサル・案件紹介会社費用(成功報酬を含む。)等として、100百万円を見込んでおります。

なお、上記は現時点における想定であり、具体的に計画されているM&A及び資本・業務提携はございません。今後案件が具体的に決定された場合には、適時適切に開示いたします。資金を使用する優先順位につきましては、下記(注)2.をご参照願います。なお、③M&A及び資本・業務提携について、残額が生じた場合(支出予定時期までに当社が満足する条件の案件が現れない等、M&A及び資本・業務提携が行われない場合を含む。)、一部を①人材確保(採用)・人材育成に係る費用、②新規製品開発・新規ビジネス開拓に係る費用に充当、並びに上記①及び②の目的を達成するために必要な広告宣伝等のプロモーションに係る費用、借入金の一部の返済に充当する可能性があります。引き続き新たなM&A及び資本・業務提携等の検討を継続し、支出予定時期以降においてもM&A及び資本・業務提携等の費用に充当する予定です。

※5 Beaconとは、近距離無線発信機。Bluetooth Low Energy(BLE)規格の登場により、近接通知機能用途が注目されている。

※6 サイバーフォレンジックとは、デジタルフォレンジック技術(デジタルデータについて、証拠保全や収集・分析を行う技術)を用いて、サイバー攻撃に対して予防支援や対応支援を行うサービスをいう。

※7 ニアショア拠点とは、国内の地方部に置く開発拠点をいう。

ご注意:この文書は、当社の行使価額修正条項付第1回及び第2回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- (注) 1. 上記差引手取概算額の支出予定時期までの資金管理については、当社の取引銀行の預金口座で適切に管理する予定です。
2. 本新株予約権の行使は本新株予約権者の判断によるため、支出予定時期の期間中に行使が行われず、本新株予約権の行使による資金調達ができない場合があり、また、本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があるため、調達金額が上記支出予定金額を超過する又は下回る場合があります。そのため、支出予定時期については現時点における予定であり、具体的な金額及び使途については、本新株予約権の行使による財産の出資がなされた時点の状況に応じて変更される場合があります。なお、結果として当社が希望するような規模での資金調達ができなかった場合には、実施時期が早い事項に優先的に充当する予定であります。また、調達金額が上記支出予定金額を超過した場合には、超過した金額を実施時期が早い事項に優先的に充当する予定であります。
3. ①人材確保（採用）・人材育成に係る費用、②新規製品開発・新規ビジネス開拓に係る費用、③M&A及び資本・業務提携に係る費用のうち（ii）ニアショア拠点の確立のための資本・業務提携、③M&A及び資本・業務提携に係る費用のうち（iii）海外オフショア体制強化・海外市場開拓のためのM&Aや資本・業務提携、及び③M&A及び資本・業務提携に係る費用のうちコンサル・案件紹介会社費用については、当初行使価額が発行決議直前取引日の時価を反映し、行使価額の修正が当社の取締役会の決議なしに行われる第1回新株予約権の行使による手取金を充当することを予定しています。これに対して、③M&A及び資本・業務提携に係る費用のうち（i）既存事業とのシナジーを生み出すためのM&A及び資本・業務提携については、第1回新株予約権の行使により得られた資金をもって上記施策を実施した後の企業価値を反映した、第1回新株予約権より高い当初行使価額の第2回新株予約権の行使による手取金を充当することを想定しています。しかし、これは現在における予定であり、本新株予約権の行使による財産の出資がなされた時点の状況に応じて変更される場合があります。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、今回のファイナンスにより調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することによって、当社の業容を拡大し、今後の収益性の向上や企業価値の向上に寄与し、既存株主を含めた株主全体の利益につながることから、株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

（1）発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権買取契約及び覚書に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティング（代表者：野口真人、住所：東京都千代田区霞が関三丁目2番5号）（以下「プルータス」という。）に依頼しました。プルータスは、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権買取契約及び覚書に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社の株価、当社株式のボラティリティ、配当利回り、当社株式の流動性、当社の資金調達需要、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等を考慮した一定の前提を仮定して評価を実施しました。

その結果、本新株予約権1個当たりの評価額は、第1回新株予約権については金910円、第2回新株予約権については金270円と算定され、当社はこれを参考として、本新株予約権1個当たりの払込金額を上記評価額と同額となるよう、第1回新株予約権については金910円、第2回新株予約権については金270円と決定しました。

また、本新株予約権の当初行使価額は、第1回新株予約権については、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（平成29年11月27日）の当社普通株式の普通取引の終値（918円）に相当する金額としており、その後の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額に修正されるものの、その価額は本新株予約権の下限行使価額である551円を下回ることはありません。また、第2回新株予約権につ

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第1回及び第2回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

いては、当社の過去の株価動向（平成29年の年初来高値は7月11日の1,350円）やボラティリティを考慮するとともに、将来の業績向上を期待し当初行使価額は1,300円としており、その後の行使価額は、当社の取締役会決議により、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額に修正することが可能であるものの、その価額は下限行使価額である551円を下回ることはありません。なお、下限行使価額は、発行決議日直前取引日の当社普通株式の終値の60%に相当する金額で設定されており、最近6カ月間及び発行決議日直前取引日の当社株価と比べて過度に低い水準となることはないことから、特に不合理な水準ではないと考えております。当社は、本新株予約権の払込金額が、かかる行使価額を踏まえて決定されていることに照らしても、本新株予約権の払込金額は適正な価額であると考えております。

当社監査役全員も、プルータスは当社と顧問契約関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、プルータスは割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、プルータスによる本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関してプルータスから説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることに加え、本新株予約権の払込金額はプルータスによって算出された評価額と同額であることから、割当予定先に特に有利ではなく、法令に違反する重大な事実とは認められないと判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の資金調達において、本新株予約権全てが行使された場合の交付株式数は最大2,200,000株であり、当社の議決権総数138,453個（平成29年9月30日現在）に対し、15.89%の希薄化が生じます。しかしながら、本新株予約権の行使の結果交付されることとなる当社普通株式の全ては、当社の自己株式が充当される予定であり、自己株式が充当された場合、本新株予約権の行使により当社の発行済株式総数は増加しないこと、また、当該資金調達は、当社の業容を拡大し、今後の収益性の向上や企業価値の向上に寄与し、既存株主を含めた株主全体の利益につながることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的な水準であると判断いたしました。

また、当社普通株式の過去6ヶ月における1日当たり平均出来高は422,858株であり、行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有していることや、割当予定先との間で締結する予定の覚書により、当社は、市場環境や当社株価動向に応じて、行使禁止期間を定めて希薄化のタイミングをコントロールすることが可能であることから、本新株予約権の発行は市場に過度の影響を与える規模ではないと判断いたしました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(平成29年3月31日現在)

(1) 名 称	大和証券株式会社	
(2) 所 在 地	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 中田 誠司（平成29年11月28日現在）	
(4) 事 業 内 容	金融商品取引業	
(5) 資 本 金	1,000億円	
(6) 設 立 年 月 日	平成4年8月21日	
(7) 発 行 済 株 式 数	810,200株	
(8) 決 算 期	3月31日	
(9) 従 業 員 数	8,785名	
(10) 主 要 取 引 先	投資家並びに発行体	
(11) 主 要 取 引 銀 行	株式会社三井住友銀行、三井住友信託銀行株式会社	
(12) 大株主及び持株比率	株式会社大和証券グループ本社	100%
(13) 当事会社間の関係		
資 本 関 係	割当予定先が保有している当社の株式の数：55,900株（平成29年9月30日現在） 当社が保有している割当予定先の株式の数：0株	

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第1回及び第2回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

人 的 関 係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
取 引 関 係	当社の主幹事証券会社であります。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態(単体) (単位:百万円。特記しているものを除く。)

決 算 期	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
純 資 産	700,728	781,164	839,193
総 資 産	12,068,012	10,524,143	10,285,825
1株当たり純資産(円)	864,883.09	964,162.20	1,035,785.78
営 業 収 益	386,659	369,158	334,911
営 業 利 益	136,590	114,541	82,414
経 常 利 益	138,687	116,272	85,234
当 期 純 利 益	127,032	80,859	58,461
1株当たり純利益(円)	156,791.37	99,801.97	72,156.28
1株当たり配当額(円)	86,400	—	124,000

(注) 割当予定先は、東京証券取引所の取引参加者であるため、東京証券取引所に対しては反社会的勢力に該当しないことに関する確認書の提出はしていません。

割当予定先の親会社である株式会社大和証券グループ本社は東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に上場しており、また、「反社会的勢力への対応の基本方針」を策定し、反社会的勢力との関係断絶に努めていることを公に表示しており、当社はその文面を入手しております。また、当社は、当該文面の内容、及び同社が警察等関係機関、法律関係者等と連携を密にして情報収集を行う一方で、対外諸手続き面においても反社会的勢力との「関係遮断の徹底」の充実を図っていること等、割当予定先から確認しております。また、割当予定先は、上場企業が発行会社となる株式の公募の引受や新株予約権等の第三者割当による引受の実例を多数有しております。これらにより、当社は、割当予定先は反社会的勢力等の特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由(3)本新株予約権を選定した理由」に記載のとおり、資本金調達手法のみならず、負債性調達手法を含めた様々な手法について検討を行ってまいりましたが、当社の判断によって希薄化をコントロールしつつ資金調達を行い、資金調達の蓋然性を確保したいという当社のニーズを充足し得るファイナンス手法として、大和証券株式会社より本新株予約権の提案を受けたことから、同社を割当予定先として選定しました。

また、同社が、①当社の主幹事証券会社として当社と良好な関係を構築してきたこと、②国内外に厚い投資家基盤を有しているため、当社普通株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき、今回発行を予定している本新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待されること、③上記「2. 募集の目的及び理由(3)本新株予約権を選定した理由」に記載の本資金調達方法の特徴を備える商品に関する知識が豊富であること、④今回の資金調達の実施にあたり十分な信用力を有すること等を総合的に勘案し、同社を割当予定先として選定いたしました。

なお、本新株予約権の発行は、日本証券業協会会員である大和証券株式会社による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

割当予定先は、当社の取締役会の事前の承認がない限り、割当てを受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできません。また、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式を長期保有する意思を有しておらず、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する予定です。

ご注意: この文書は、当社の行使価額修正条項付第1回及び第2回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

また、当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同規程施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項の定めに基づき、割当予定先と締結する本新株予約権買取契約において、原則として、単一暦月中にMSCB等（同規則に定める意味を有する。）の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB等の払込日時点における上場株式数の 10%を超える場合には、当該 10%を超える部分に係る転換又は行使を制限するよう措置（割当予定先が本新株予約権を第三者に売却する場合及びその後本新株予約権がさらに転売された場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、当該 10%を超える部分に係る転換又は行使を制限する内容を約する旨定めることを含みます。）を講じる予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先が平成 29 年 6 月 29 日付で関東財務局長宛に提出した有価証券報告書（第 25 期）の平成 29 年 3 月 31 日現在の貸借対照表により、割当予定先が本新株予約権の発行価額の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する十分な現預金及びその他の流動資産（現預金：1,160,586 百万円、流動資産計：10,177,581 百万円）を保有していることを確認しております。

(5) 株券貸借に関する契約

本新株予約権の発行に伴い、本新株予約権の割当予定先は、本新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。

(6) その他

当社は、割当予定先との間で、本新株予約権買取契約の締結日以降、平成 30 年 6 月 11 日までの間、本新株予約権が存する限り、割当予定先の事前の書面による承諾なくして、当社の普通株式若しくはその他の株式、又は普通株式若しくはその他の株式に転換若しくは交換可能であるか若しくはこれらを受領する権利を有する一切の有価証券の発行、募集、販売、販売の委託、買取オプションの付与等を以下の場合を除き行わない旨を合意する予定です。

- ① 発行済普通株式の全株式について、株式分割を行う場合。
- ② ストックオプションプランに基づき、当社の普通株式を買い取る、取得する若しくは引き受ける権利を付与する場合又は当該権利の行使若しくは当社の普通株式に転換される若しくは転換できる証券の転換により普通株式を発行若しくは処分する場合。
- ③ 本新株予約権を発行する場合及び本新株予約権の行使により普通株式を発行又は処分する場合。
- ④ 本新株予約権と同時に本新株予約権以外の新株予約権を発行する場合及び当該新株予約権の行使により普通株式を発行又は処分する場合。
- ⑤ 合併、株式交換、株式移転、会社分割等の組織再編行為に基づき、又は事業提携の目的で、当社の発行済株式総数の 5%を上限として普通株式を発行又は処分する場合。

7. 大株主及び持株比率

募集前（平成 29 年 9 月 30 日現在）		
氏名	持株数（株）	持株比率（%）
株式会社FRONTEO	900,000	5.52
フォーカスシステムズ社員持株会	708,200	4.35
畑山 芳文	588,300	3.61
第一生命保険株式会社	500,000	3.07
柿木 龍彦	365,400	2.24
東 光博	350,000	2.15
株式会社三井住友銀行	340,000	2.09
石橋 雅敏	267,300	1.64
森 啓一	241,900	1.48
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	230,500	1.41

(注) 1. 平成 29 年 9 月 30 日現在の株主名簿に基づき記載しております。

2. 割当予定先は本新株予約権の行使により取得する当社普通株式について長期保有を約していないため、今回の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第 1 回及び第 2 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

3. 「持株比率」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

8. 今後の見通し

今回の資金調達が平成30年3月期の当社の業績に与える影響はありません。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①本新株予約権の行使により交付される普通株式に係る議決権数を発行決議日現在における当社の発行済株式総数に係る議決権総数の25%未満としていること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権の全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

(単位：千円)

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
売上高	15,081,738	16,482,792	17,846,896
営業利益	940,310	953,356	743,538
経常利益	897,205	950,301	731,331
当期純利益	592,742	738,841	551,571
1株当たり当期純利益(円)	42.81	53.36	39.83
1株当たり配当金(円)	普通配当 10.00 特別配当 15.00	普通配当 12.50 記念配当 3.50	普通配当 12.50
1株当たり純資産(円)	488.86	535.58	524.24

(注) 平成27年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。そのため、平成27年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。なお、1株当たり配当金については、実際の配当金の額を記載しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成29年11月28日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	16,292,942株	100.00%
現時点の行使価額における潜在株式数の総数	—	—
下限値の行使価額における潜在株式数の総数	—	—
上限値の行使価額における潜在株式数の総数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
始値	609円	916円 □652円	602円
高値	1,210円	1,776円 □669円	634円
安値	540円	891円 □340円	412円
終値	913円	1,284円 □599円	556円

(注) 平成27年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。平成28年3月期の□印は、当該株式分割による権利落後の株価を示しております。

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第1回及び第2回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

② 最近6か月間の状況

	平成29年 6月	7月	8月	9月	10月	11月
始 値	640 円	1,127 円	1,003 円	984 円	953 円	977 円
高 値	1,288 円	1,350 円	1,031 円	997 円	967 円	1,019 円
安 値	639 円	995 円	943 円	837 円	892 円	893 円
終 値	1,097 円	1,013 円	979 円	942 円	965 円	918 円

(注) 平成29年11月の株価については、平成29年11月27日現在で表示しております。

③ 発行決議前営業日における株価

	平成29年11月27日
始 値	921 円
高 値	927 円
安 値	915 円
終 値	918 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況
該当事項はありません。

以 上

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第1回及び第2回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(別紙)

株式会社フォーカスシステムズ 第1回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社フォーカスシステムズ第1回新株予約権
(以下「本新株予約権」という。)
2. 新株予約権の総数 12,000個
3. 新株予約権の
払込金額 本新株予約権1個当たり910円
(本新株予約権の払込総額10,920,000円)
4. 申込期間 平成29年12月14日
5. 新株予約権の割当日 平成29年12月15日
6. 新株予約権の払込期日 平成29年12月15日
7. 募集の方法 第三者割当の方法により、大和証券株式会社に全ての本新株予約権を割り当てる。
8. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式1,200,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は、100株とする。)。但し、第9項によって割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
9. 本新株予約権の目的である株式の数の調整
(1) 当社が第13項の規定に従って行使価額(第10項第(2)号に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第13項記載の調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

- (2) 前号の調整は調整後割当株式数を適用する日において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
 - (3) 調整後割当株式数を適用する日は、当該調整事由に係る第13項第(2)号及び第(4)号記載の調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権の新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に通知する。但し、第13項第(2)号⑦に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
10. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額
 - (1) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
 - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初918円とする。但し、行使価額は第12項又は第13項に従い、修正又は調整される。
 11. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金の額
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第1回及び第2回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

12. 行使価額の修正

- (1) 行使価額は、修正日（第 18 項に定義する。）に、修正日の直前取引日（同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいい、以下「算定基準日」という。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の 90%に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。）に修正される。
- (2) 修正後行使価額の算出において、算定基準日に第 13 項で定める行使価額の調整事由が生じた場合は、当該算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されるものとする。
- (3) 本項第（1）号及び第（2）号による算出の結果得られた金額が 551 円（以下「下限行使価額」といい、第 13 項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。

13. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第（2）号に掲げる各事由により当社普通株式の発行済株式総数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主（以下「当社普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後行使価額を適用する日の 1 か月前の日における当社の発行済普通株式数から調整後行使価額を適用する日における当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に本項第（2）号乃至第（4）号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の保有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式数を含まないものとする。

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額を適用する日については、次に定めるところによる。

- ① 行使価額調整式で使用する時価（本項第（3）号②に定義する。本項第（4）号③の場合を除き、以下「時価」という。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

- ② 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたも

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第 1 回及び第 2 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

のを含む。)その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- ④ ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して当該調整前に本号③又は⑤による行使価額の調整が行われている場合には、(i)上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数(本項第(3)号③に定義する。)が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の交付普通株式数とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、(ii)上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本④に定める調整は行わないものとする。

- ⑤ ⑤ 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(本⑤において「取得価額等」という。)の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更(本項第(2)号乃至第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「下方修正等」という。)が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が、当該下方修正等が行われる日(以下「取得価額等修正日」という。)における時価を下回る価額になる場合

(i) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

(ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③又は上記(i)による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

- ⑥ ⑥ 本号③乃至⑤における対価とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本号③における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

- ⑦ ⑦ 本号①乃至③の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

ご注意: この文書は、当社の行使価額修正条項付第1回及び第2回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- ②時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑦の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- ③完全希薄化後普通株式数は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、調整後行使価額を適用する日における当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする（当該行使価額の調整において本項第(2)号乃至第(4)号に基づき交付普通株式数とみなされることとなる当社普通株式数を含む。）。
- ④本項第(2)号①乃至⑤に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後行使価額は、本項第(2)号の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。
- (4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ①株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部若しくは一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ②その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (5) 本項第(2)号及び第(4)号にかかわらず、本項第(2)号及び第(4)号に基づく調整後行使価額を適用する日が第12項に基づく行使価額を修正する日と一致する場合には、本項第(2)号及び第(4)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合においても、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。
- (6) 本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整される場合を含む。）は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑦に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第(5)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。

14. 本新株予約権の行使期間

平成29年12月18日から平成31年12月17日（但し、第16項に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日）まで。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。

15. その他の新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

16. 本新株予約権の取得事由及び取得の条件

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合には、本新株予約権の払込

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第1回及び第2回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

期日の翌日以降、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って、取得日の 2 週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり 910 円にて、残存する本新株予約権の全部を取得することができる。

(2) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画（以下「組織再編行為」という。）が当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認された場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って、取得日の 2 週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり 910 円にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。

(3) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から 2 週間後の日（銀行休業日である場合には、その翌銀行営業日とする。）に、本新株予約権 1 個当たり 910 円にて、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

17. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合には、機構（第 25 項に定義する。）又は社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第 2 条第 4 項に定める口座管理機関（以下「口座管理機関」という。）に対し行使請求に要する手続きを行い、第 14 項記載の本新株予約権の行使期間中に機構により第 21 項に定める本新株予約権の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）に行使請求の通知が行われることにより行われる。

(2) 本新株予約権を行使する場合には、前号の行使請求に要する手続きに加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を機構又は口座管理機関を通じて現金にて第 22 項に定める本新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求を行った者は、その後これを撤回することができない。

18. 本新株予約権の行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が行使請求受付場所に行われ、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が第 17 項第（2）号記載の口座に入金された日（「修正日」という。）に発生する。

19. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定の理由

一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社の株価、当社株式のボラティリティ、配当利回り、当社株式の流動性、当社の資金調達需要、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等を考慮した一定の前提を仮定して評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個当たりの払込金額を金 910 円（1 株当たり金 9.10 円）とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 10 項記載のとおりとし、行使価額は当初、平成 29 年 11 月 27 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額とした。

20. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

21. 本新株予約権の行使請求受付場所

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

22. 本新株予約権の払込金額の払込及び本新株予約権の行使に関する払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 五反田支店

23. 読み替えその他の措置

当社が、会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

24. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用等

本新株予約権は、その全部について社債等振替法第 163 条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第 164 条第 2 項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第 1 回及び第 2 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

される株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。

25. 振替機関
株式会社証券保管振替機構（「機構」という。）
26. 上記に定めるもののほか、本新株予約権の発行に関し必要な事項の決定は、当社代表取締役社長に一任する。
27. 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以 上

株式会社フォーカスシステムズ 第2回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社フォーカスシステムズ第2回新株予約権
(以下「本新株予約権」という。)
2. 新株予約権の総数 10,000個
3. 新株予約権の
払込金額 本新株予約権1個当たり270円
(本新株予約権の払込総額2,700,000円)
4. 申込期間 平成29年12月14日
5. 新株予約権の割当日 平成29年12月15日
6. 新株予約権の払込期日 平成29年12月15日
7. 募集の方法 第三者割当の方法により、大和証券株式会社に全ての本新株予約権を割り当てる。
8. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式1,000,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は、100株とする。)
但し、第9項によって割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
9. 本新株予約権の目的である株式の数の調整
(1) 当社が第13項の規定に従って行使価額(第10項第(2)号に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第13項記載の調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
(2) 前号の調整は調整後割当株式数を適用する日において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
(3) 調整後割当株式数を適用する日は、当該調整事由に係る第13項第(2)号及び第(4)号記載の調整後行使価額を適用する日と同日とする。
(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権の新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に通知する。但し、第13項第(2)号⑦に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
10. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額
(1) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初1,300円とする。但し、行使価額は第12項又は第13項に従い、修正又は調整される。
11. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金の額
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
12. 行使価額の修正

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第1回及び第2回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- (1) 当社は平成 29 年 12 月 18 日以降、当社取締役会の決議により行使価額を修正することができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は本新株予約権者に直ちに行使価額を修正する旨の通知（以下「行使価額修正通知」という。）をするものとし、行使価額修正通知が行われた日の翌営業日以降、行使価額は、修正日（第 18 項に定義する。）に、修正日の直前取引日（同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいい、以下「算定基準日」という。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の 90%に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。）に修正される。
- (2) 修正後行使価額の算出において、算定基準日に第 13 項で定める行使価額の調整事由が生じた場合は、当該算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されるものとする。
- (3) 本項第（1）号及び第（2）号による算出の結果得られた金額が 551 円（以下「下限行使価額」といい、第 13 項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。
- (4) 本号以下に該当する場合には当社は行使価額修正通知を行うことができない。
 - ① 金融商品取引法、関連諸法令及び諸規則並びに東京証券取引所の規則に基づきなされる法定開示・適時開示（以下「開示」という。）がなされた書類（有価証券報告書、四半期報告書、臨時報告書、これらの訂正報告書、プレスリリースを含むがこれらに限られない。）に記載されているものを除き、開示されている当社の直近の監査済財務諸表に係る事業年度の期末日以降、当社の財政状態、経営成績又はキャッシュ・フローの状況に重大な影響をもたらす事態が発生している場合
 - ② 当社に係る業務等に関する重要事実等（金融商品取引法第 166 条第 2 項所定の重要事実及び同法第 167 条第 2 項所定の事実をいう。）で公表（金融商品取引法施行令第 30 条に基づきなされる公表措置をいう。）がなされていないものがある場合

13. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第（2）号に掲げる各事由により当社普通株式の発行済株式総数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主（以下「当社普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後行使価額を適用する日の 1 か月前の日における当社の発行済普通株式数から調整後行使価額を適用する日における当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に本項第（2）号乃至第（4）号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の保有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式数を含めないものとする。

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額を適用する日については、次に定めるところによる。

- ① 行使価額調整式で使用する時価（本項第（3）号②に定義する。本項第（4）号③の場合を除き、以下「時価」という。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第 1 回及び第 2 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

②当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合
調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して当該調整前に本号③又は⑤による行使価額の調整が行われている場合には、(i)上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数（本項第（3）号③に定義する。）が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の交付普通株式数とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、(ii)上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本④に定める調整は行わないものとする。

⑤取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（本⑤において「取得価額等」という。）の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更（本項第（2）号乃至第（4）号と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「下方修正等」という。）が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が、当該下方修正等が行われる日（以下「取得価額等修正日」という。）における時価を下回る価額になる場合

(i)当該取得請求権付株式等に関し、本号③による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

(ii)当該取得請求権付株式等に関し、本号③又は上記(i)による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合

の既発行普通株式数を超えるときには、調整後行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

- ⑥ 本号③乃至⑤における対価とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本号③における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。
- ⑦ 本号①乃至③の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。
- この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- ② 時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑦の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- ③ 完全希薄化後普通株式数は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、調整後行使価額を適用する日における当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする（当該行使価額の調整において本項第(2)号乃至第(4)号に基づき交付普通株式数とみなされることとなる当社普通株式数を含む。）。
- ④ 本項第(2)号①乃至⑤に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後行使価額は、本項第(2)号の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。
- (4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部若しくは一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (5) 本項第(2)号及び第(4)号にかかわらず、本項第(2)号及び第(4)号に基づく調整後行使価額を適用する日が第12項に基づく行使価額を修正する日と一致する場合には、本項第(2)号及び第(4)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合においても、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第1回及び第2回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- (6) 本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整される
ときを含む。)は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、
調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、本項
第(2)号⑦に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないとき
は、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第(5)号の規定が適用される場合には、
かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。
14. 本新株予約権の行使期間
平成29年12月18日から平成31年12月17日(但し、第16項に従って当社が本新株予約権の全部を
取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行
営業日)まで。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とす
る。
15. その他の新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
16. 本新株予約権の取得事由及び取得の条件
(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合には、本新株予約権の払込
期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知
をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり270円にて、残存す
る本新株予約権の全部を取得することができる。
- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約
若しくは株式移転計画(以下「組織再編行為」という。)が当社の株主総会(株主総会の決議
を要しない場合は、取締役会)で承認された場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、会
社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当社
取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり270円にて、残存する本新株予約権の全
部を取得する。
- (3) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整
理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃
止が決定した日から2週間後の日(銀行休業日である場合には、その翌銀行営業日とする。)
に、本新株予約権1個当たり270円にて、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株
予約権の全部を取得する。
17. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法
(1) 本新株予約権を行使する場合には、機構(第25項に定義する。)又は社債、株式等の振替に
関する法律(以下「社債等振替法」という。)第2条第4項に定める口座管理機関(以下「口
座管理機関」という。)に対し行使請求に要する手続きを行い、第14項記載の本新株予約権
の行使期間中に機構により第21項に定める本新株予約権の行使請求受付場所(以下「行使請
求受付場所」という。)に行使請求の通知が行われることにより行われる。
- (2) 本新株予約権を行使する場合には、前号の行使請求に要する手続きに加えて、本新株予約権の
行使に際して出資される財産の価額の全額を機構又は口座管理機関を通じて現金にて第22項
に定める本新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に振り込むもの
とする。
- (3) 本新株予約権の行使請求を行った者は、その後これを撤回することができない。
18. 本新株予約権の行使請求の効力発生時期
本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が行使請求受付場所に行われ、かつ、
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が第17項第(2)号記載の口座に入金され
た日(「修正日」という。)に発生する。
19. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定の理由
一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環
境、当社の株価、当社株式のボラティリティ、配当利回り、当社株式の流動性、当社の資金調達需要、
割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等を考慮した一定の前提を仮定して評価し
た結果を参考に、本新株予約権1個当たりの払込金額を金270円(1株当たり金2.70円)とした。さ
らに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第10項記載のとおりとし、行使価額は当

ご注意: この文書は、当社の行使価額修正条項付第1回及び第2回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文
であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- 初 1,300 円とした。
20. 新株予約権証券の不発行
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
 21. 本新株予約権の行使請求受付場所
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
 22. 本新株予約権の払込金額の払込及び本新株予約権の行使に関する払込取扱場所
株式会社三井住友銀行 五反田支店
 23. 読み替えその他の措置
当社が、会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 24. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用等
本新株予約権は、その全部について社債等振替法第 163 条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第 164 条第 2 項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。
 25. 振替機関
株式会社証券保管振替機構（「機構」という。）
 26. 上記に定めるもののほか、本新株予約権の発行に関し必要な事項の決定は、当社代表取締役社長に一任する。
 27. 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以 上